

○ 委員長報告

2月定例本会議で報告された愛媛県の未来を創る農業・農村振興条例審査特別委員長報告は、以下のとおりです。

令和3年2月定例会

愛媛県の未来を創る農業・農村振興条例審査特別委員長報告

報告いたします。

当委員会に付託されました議案の審査結果は、お手元に配付されております委員会審査報告書のとおりでありまして、議発第11号議案については原案のとおり可決決定されました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

まず第1点は、今議会で条例を提案する理由についてであります。

このことについて一部の委員から、この時期に条例を提案する理由は何かとただしたのであります。

これに対し提案者から、本県の農業・農村は、中山間地域が多くを占める不利な条件の中、かんきつ類やはだか麦の生産量を日本一とするなど、農産物の生産にまじめに取り組むとともに、その営みを通じて、県土の保全や文化の伝承など多面にわたって、県民生活を支えてきた。

昨今の少子高齢化や、担い手不足などで、本県の農業・農村を取り巻く情勢は厳しさを増す中、平成30年の西日本豪雨災害では生産基盤の強靱化の必要性を痛感するとともに、新型コロナの世界規模でのまん延により、農業の重要性、特に国内生産の大切さが改めて認識された。

本県の農業・農村の持続的な発展と県民の豊かな暮らしの実現に向けて、今こそオール愛媛体制で取り組む必要があると考え、提案した旨の答弁がありました。

第2点は、条例に込められた思いと条例の特長についてであります。

このことについて一部の委員から、この条例に込めたプロジェクトチームの思いはどうか、また、それは条文にどのように反映されているかとただしたのであります。

これに対し提案者から、各地域の農業・農村が持続的に発展し、そのめぐみを次世代へ継承することが未来の豊かな県民生活につながるものと考えており、農業・農村の振興を通じて、愛媛の未来を創っていききたいとの思いから、この条例名称とした。

また、特長的な条文としては、農業・農村の持続的な発展には、担い手の確保・育成が重要であるため、経営規模の大小等にかかわらず意欲ある農業者等

に必要な施策を講ずるとする条文や、農業生産基盤の整備・保全、強靱化、農業保険の加入促進、最先端のICT技術の活用、主要農作物の種子の安定供給、環境にやさしい農業などの条文を設けていることが挙げられる旨の答弁がありました。

第3点は、関係団体及び県民からの意見聴取についてであります。

このことについて一部の委員から、関係団体との協議やパブリックコメントでは、どのような意見があり、その意見を条例案にどのように反映したのかとただしたのであります。

これに対し提案者から、関係団体との協議については、愛媛県農業協同組合中央会など4団体から直接、意見聴取するとともに、6団体から文書で意見聴取した。

その中で、多様な担い手の育成・確保・支援をはじめとする意見があり、新たに女性の活躍の推進の条文を追加したほか、前文や関係する条文の修正を行った。

また、パブリックコメントについては、25の個人または団体から、延べ96件の意見が寄せられ、条例の制定を後押しする意見を多くいただいた。

寄せられた意見の趣旨を踏まえ、スマート農業や、SDGsに関する前文の記述を修正した旨の答弁がありました。

このほか、

- ・新型コロナと国内生産の重要性との関係
- ・担い手の確保及び育成
- ・条例制定後の取組み

などについても、論議があったことを付言いたします。

以上で報告を終わります。